国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 17 日 (火) 10:20~11:00
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 工藤 和美 シーラカンスK&H株式会社代表取締役

東洋大学理工学部建築学科教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環·学際情報学府教授

<提案者>

北野 義幸 大阪府商工労働部特区推進監

榮野 正夫 大阪府政策企画部企画室長

馬場 広由己 大阪府商工労働部特区立地推進課長

木村 哲也 大阪市経済戦略局企業立地部長

高橋 徹 大阪市都市計画局計画部長

浅野 宏子 大阪市教育委員会事務局総務部長

柳内 忠彦 大阪市経済戦略局企業立地部特区担当課長

本 教宏 大阪市教育委員会事務局総務部総務課連絡調整担当課長代理

<事務局>

川本 正一郎 内閣府地域活性化推進室長

加藤 利男 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室参事官

字野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 岩盤規制に風穴を開け、民によるイノベーションを創出 「世界再興水準の民の都」が日本をけん引!
- 3 閉会

○藤原参事官 大阪府・大阪市からの御提案に対するヒアリングを行いたいと思います。 全体で50分ということでございますので、提案者から20分ないし30分で御説明いただいた後、質疑応答という形にさせていただきます。また、提案内容、議事録は公開の扱いとさせていただきます。

八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 おはようございます。遠方よりお越しくださいまして、ありがとうございま した。

時間のこともございますので、早速、プレゼンをお願いいたします。

○北野特区推進監 おはようございます。説明の機会をいただきましてありがとうございます。今日は、国家戦略特区への大阪府・市の共同提案を御説明させていただきます。私どもの提案は、大きく分けて2種類ございます。

一つは、アイデア提案でございます。岩盤規制に風穴を空けさせていただいて、民間によるイノベーションの創出という形でまとめているものが一つでございます。イノベーションを起こすには、やる気、能力のある人材や企業の集積は不可欠です。そのために、まず、岩盤規制を取り払って、民間が活動しやすい環境を作り出すことが必要として、知事・市長から、具体的な事業主体が今は見えなくても、大胆な改革に取り組むアイデアを提案すべしとの考え方が示されておりまして、一つ目はこの趣旨でまとめたものです。

もう一つは、具体的なプロジェクト提案でございます。今回の提案募集に当たりましては、実行可能性があり、5年以内に効果を発揮することなどが検討の視点とされておりますので、事業主体が確定するなど、事業熟度のあるプロジェクトを23提案ほどまとめておりまして、それが二つ目でございます。

まず、アイデア提案4項目のほうから御説明させていただきます。

4ページをお開きください。御堂筋エリアなど都心部を対象とした「チャレンジ特区」でございます。都心部に高度人材を集積させることによりまして、経済の活性化を実現することが狙いです。労働法制を緩和することにより、高度なスキルを持った国内外の人材にチャレンジできる選択肢を与え、また、そうした人材を求める企業が集まる条件を整備しようとするものです。

5ページに、その概要を書かせていただいております。一定以上の年収のある人を対象に、労働時間規制の適用除外の拡大でありますとか、解雇規制の適用除外の緩和、また、外国人の方の滞在・就労に関する緩和などの規制緩和を提案しております。代表的なビジネス街である御堂筋での実現を想定しております。また、併せて高度人材の子弟に向けた教育環境整備も、公立学校運営に民間活力を導入して行わせていただくことによって、一層効果的な取組としたいと考えております。

6ページをお開きください。メディカル特区です。実は、大阪大学や国立循環器病研究 センターなどの既存の医療拠点を活用した医療イノベーションの促進につきましては、次 のプロジェクト提案で詳しく申し上げたいと思っております。このアイデア提案のほうで は、既存の集積ではなくて、関空周辺の立地を生かして内外から高度先進医療を担う人材や法人などを集めさせていただいて、新たな高度先進医療拠点の形成を目指すものです。

概要は、7ページのほうに書かせていただいております。

1として、外国人医療スタッフによる医療看護の規制緩和です。現在、医療面での外国 との相互承認制度は極めて少数です。その拡大を提案しているところです。

2として、先進医療の推進・具体化のための混合診療の実施です。

3は、当該地域の高度医療・先進医療につきましては、病床規制の緩和を提案しております。

4として、株式会社による病院・診療所の参入拡大です。株式会社病院は構造改革特区で解禁されております。しかし、実績が上がっていないのが実態でございまして、株式会社の参入の選択肢を実効あるものとするため、例えば、現在、株式会社経営では保険外とならざるを得なくなっている要件の緩和などを提案しております。

続きまして、8ページです。公立病院の先進医療の保険診療併用特区の提案です。先進 医療の保険診療との併用を弾力的に可能とする規制緩和を大阪府立病院及び大阪市立病院 で実現し、先進医療の具体化を促進しようとする提案です。

9ページは、「楽しい街・大阪高度集密都市特区」の提案です。今後、都市を再生させ、 内外から人や企業などの集積を図って、ビジネスや様々な文化・芸術を生み出して、世界 水準のクラスへと発展させることが極めて重要です。そのための土地や建物などの規制改 革、容積率の緩和、用途規制の抜本的見直しを提案するものです。例えば、都心部で学校 が設置しやすくするよう小中学校設置基準と施設基準を緩和し、学校市民共同施設の整備 を図るなどと言って、共同住宅の一部が教室であるとか、屋上が運動場のような学校も認 めるということを提案させていただいております。また、老朽化したマンションなど、共 同住宅の建替えに係る現行要件であります住民の5分の4の同意条項の緩和を提案してお ります。

先ほど申し上げましたとおり、これらの提案は事業主体が現時点では確定しておりません。今後、内閣府を始め政府の皆様と御一緒になって、規制緩和の要件など制度設計の協議を進めて、国家プロジェクトとして成案をまとめていただくことをお願いするものです。 続きまして、プロジェクト提案について説明させていただきます。

もう一冊のほうの9ページをお開きください。まず、免疫・再生医療等の未来医療産業化国際展開拠点の整備です。国会で継続審議中の再生医療新法は、欧米でも大変注目の的です。米国のバイオベンチャーは、大阪に進出する動きが具体化しつつあります。この資料の9ページの右下にありますように、ヒト幹細胞臨床研究では、大阪大学が質、量とも群を抜き、日本で関西での実施例が35%を超えております。内外からの臨床研究の受皿として、大阪大学に免疫治療・再生医療等の先進医療の臨床拠点を整備することを提案しております。

真ん中のところにありますように、「国に求める措置」ですが、先進医療推進のための混

合診療の実施や研究費の基金化、また、外国人医療スタッフの特区内医療看護の規制緩和、 あと、後で見ていただければ幸いですが、個票でエックス線検査の免除でありますとか、 遺伝子治療に係ります生物多様性条約に基づくカルタヘナ法の不適用化など、多く提案し ておりますので、よろしくお願いします。

来年度から、内外の20社を超える企業と阪大で共同研究が開始予定です。この分野の再生医療の貢献度は精査中ですが、2030年に2兆円と試算しております。

11ページを御覧ください。国際級のオープンイノベーション「複合医療産業拠点」の整備です。国立循環器病研究センターは、医療機器分野の日本で唯一の早期・探索的臨床試験拠点です。現在 19 社とのコンソーシアムの共同研究を進めておられ、これを中核として医療機器開発企業の集積や革新的医療機器等の開発、実用化を推進する考えです。そのために、真ん中で「国に求める措置」でまとめておりますが、未承認の低リスクの医療機器につきまして、保険外併用療養の拡大でありますとか、開発に携わっておられる企業の研究者が現在、医療現場に立会いを制限されている例がございまして、その範囲の明確化を求めております。また、共通事項で出てきておりますけれども、研究者等の有期雇用職員の雇用期間 5 年の延長などを提案しております。

医療機器の市場規模拡大に関する国循の貢献度は、2030年で1,600億円と試算しております。

12ページをお開きください。集学的がん治療創出の国際拠点整備です。がんの外科手術で全国トップクラスの府立成人病センターを含む府立病院で、抗がん剤など全てのがん治療を提供する拠点としての受皿整備を提案しております。

以上の提案に共通しておりますが、税制については、法人税減税でありますとか、研究開発税制、共同研究に取り組まれる企業でありますとか、例えば、関西広域連合、11 府県市の中の大学などでの適用を可能とするバーチャル特区を提案させていただいております。詳細は37ページから記載しておりますが、詳しい説明は省略させていただきます。後で御覧ください。

13ページです。次世代がん治療法 BNCT、ホウ素中性子捕捉療法と申しますが、その国際 医療研究拠点の整備です。「国に求める措置」で書いておりますように、こうした新しい放 射線治療についての専門人材、特に医学物理士の方々の国家資格化を提案させていただき たいと存じます。

14 ページです。健康食品の機能性表示認証制度の創設です。政府の規制改革会議では、事業者による自主認証の仕組みが検討されてきております。しかし、安全・安心の日本の健康食品の海外展開を図りますには、「国に求める措置」のところで書かせていただいておりますように、今後、政府が規定を定めていただいて、第三者認証による機能性表示が不可欠と思います。メード・イン・ジャパン、日本政府の認証という表示が海外では不可欠かと思います。このため、これを生かして、全国で進められつつあります健康関連産業の認証を率先して行えるよう、大阪・関西の大学や研究機関、事業者で準備を整えています。

薬事法の範囲外のこの分野で、規制から振興へ向かう制度創設を事業者の方々は切望されておられます。

15 ページです。医療機器事業化促進プラットフォームです。「国に求める措置」で書いておりますように、市販後医療機器の適応外使用といった形の認可がスムーズに行えるよう、PMDA-WEST への移管をお願いするなど多様な企業の医療機器ビジネス参入を支援しようとする大阪商工会議所の取組の提案です。

16 ページです。ロボット介護機器の実用化促進拠点の整備です。「国に求める措置」で 書いておりますように、今後、事業を強力に推進するため、国際安全規格や共通ガイドラ インの制定等の措置を提案しております。

17 ページからは、「II 世界と戦える国際都市プロジェクト」です。民間活力や投資を最大限に引き出すための大胆な民間開放と規制緩和実施を提案しております。

18ページと19ページを御覧ください。まず、18ページの①でございますが、今後、2期区域の開発が進められます、うめきたと申しておりますが、大阪駅北地区などにおいて、世界水準の魅力ある都市空間を有した拠点を形成するため、19ページの①に書かせていただいていますように、民間開発に着手するまでの一時的土地保有スキームを新たに提案させていただいております。

続きまして、18ページの②で書いておりますように、民間によるエリアマネジメントを推進するため、大阪では、現行制度の枠内、条例による負担金方式を基本とした BID 制度の創設を検討しておりますが、19ページの②にございますように、公正・公平な事業費負担には法制度がやはりより適切かと存じます。国による制度創設を提案しようとするものです。また、駅前広場など公共空間の利活用によるまちの活性化に向けて、安全が十分に確保され、にぎわいも創出されるような公共空間利活用に関するルール作りを目指すものでございます。

19ページの③でございますが、民間投資の誘発による都心のリノベーションの推進です。民間都市再生事業の面積要件の緩和、税制特例の対象基準の緩和でございますが、あるいは都市上空利用規制の緩和などにより、御堂筋でのビジネス環境の改善とにぎわい創出の取組を加速化させるよう提案しております。また、外国企業や人材のニーズに合致するサービスアパートメントの普及促進でありますとか、高架道路下の空間の利用促進を提案しております。

22ページを御覧ください。うめきたの「ナレッジキャピタル」への国内外からの人材・情報・資金が集まるビジネス環境の整備を提案しております。「国に求める措置」として、法人設立手続に係ります英語対応などの規制緩和、研究成果の展示に係る設備投資への研究開発税制の適用などの措置を提案しております。

24ページをお開きください。ここでは、展示会場のフリーポート化による見本市・商談会の活性化と国際化の推進を掲げております。真ん中のところで、「課題」と書いておりますが、現行の関税を先に担保として差し入れる制度は著しく海外出展者の意欲を削いでお

りまして、大規模な見本市展示会の東アジア地域への流出を招いていると思います。「国に 求める措置」として書いておりますように、7万平米以上の全国の国際的大規模展示会場 を対象として免税展示会場とし、海外出展者の商品への関税、海外バイヤーの消費税を免 除することを提案いたします。香港を除いて展示会場自体を完全に免税とした前例は世界 にないと思いますが、世界屈指の免税展示会場としようとする日本の競争力確保を図る提 案です。

25ページからは「Ⅲ世界市場を獲得する環境・エネルギープロジェクト」です。

26ページをお開きください。電気自動車、EVのスポーツカーなど、少量生産車の認証簡素化を提案しております。「必要な規制緩和等」のところで書いておりますように、少量生産車の認証を、現状の100台を500台程度まで広げていただくなど登録台数の緩和を提案しております。

27 ページは、自律型走行自動車の展開です。「必要な規制緩和等」で書いておりますように、大阪市臨海部において、公道を含むエリアでの自律走行の実証を可能とするよう提案をさせていただいております。

28 ページです。鉄道網を活用した都市とエネルギーシステムの一体開発です。「必要な規制緩和等」で書いておりますが、地下鉄などの鉄道網の空間を有効に用いて、電力線、熱導管などのエネルギーインフラを整備し、地区内のエネルギー利用の最適化を図ろうとするものです。このため、必要な規制緩和では、電力事業者との一需要家複数契約を可能とする電気事業法の規制緩和を提案しております。

29 ページは、関空での「水素グリッドプロジェクト」です。関西国際空港で、世界で初めて燃料電池フォークリフトなどの産業車両を数百台規模で導入し、技術実証を進め、水素インフラと車両のパッケージ輸出を図っていく提案です。屋内や地下空間を活用した水素の充填設備の規制緩和などを求めている提案です。

30 ページから、「IV グローバル展開を支える物流インフラ強化&人材育成プロジェクト」です。

31 ページに、同じく関西国際空港でのグローバルサプライチェーンプロジェクトを掲げております。真ん中で、「国に求める要望」として書いておりますが、関西国際空港において選択関税制度、AEO制度の導入や医薬品・医療機器面での輸出入手続の緩和などを図り、グローバル企業のアジア拠点立地を進める提案です。具体的には、ニーズの高まっております医療機器のリペアセンターのアジア拠点の立地などを図ろうとしております。

32ページです。国際コンテナ戦略港湾プロジェクトです。阪神港のコンテナターミナルの背後地で企業立地を促進するため、真ん中の「規制・制度改革」で枠で括っておりますが、企業ニーズに対応し得るよう、保税関係でありますとか、埋立免許などの規制緩和、さらに、税制支援策などを提案しております。

33ページから、公立学校運営の民間への開放についてまとめております。中高一貫校を新設する提案です。地方公共団体と国が教育費の負担や教育目標の設定・評価を行う一方

で、学校経営は民間事業者の創意工夫に委ねるという新時代の公教育を提案しようとしております。

34ページです。既存の小中学校で実施する提案で、先ほどの中高一貫校新設と同様の効果を義務教育においても目指そうとするものです。

35ページは、国際バカロレアの認定を受ける公設民営学校の設置です。国際バカロレアの認定を受ける中高一貫校または中高一貫の学科設置を提案しております。英語で授業ができる教員の確保などの課題はございますが、公設民営の手法により解決を図り、グローバル人材の育成と、招聘した国際的な人材が子弟を通わすことができる環境を整備し、大阪と日本の経済・社会の活性化につなげようという提案です。

36ページです。ハローワークの地方移管と女性の活躍促進です。都道府県が行います職業訓練・人材育成とハローワークの職業紹介を組織的に一体化することが重要と考えております。大阪府でのハローワーク・労働局の事務・権限・財源の移管を提案するものです。また、雇用保険料の軽減など、女性雇用に積極的な企業などへのインセンティブを創設し、就業率80%の達成を目指そうとするものです。

提案については以上でございます。是非我々のアイデア提案、プロジェクト提案を受け 止めていただき、大阪での特区実現をお願いしたいと思っています。

どうもありがとうございました。

- ○八田座長 どうもありがとうございました。
- ○坂村委員 二つほどあるのです。

まず、ここにはすごくたくさん色々なことが含まれているのですけれども、これを全部と言いますか、この中には具体的なプロジェクトになるものもあれば、そうでないものもありますし、また、そちらが計画しているものと、今日最初にお話があったように、単に概念的にこういうことを提案したいということとがあると思うのですが、どれが割と現実的なのでしょうか。分野も全然違いますし、これは大阪と言いますか、色々な部分、全部ですね、それがあるので、この中で特に重要視されているものとはどれなのかが1点です。

もう一つは、関西経団連との関係はどうなのか。関西からも大阪地区の方たちで色々と 御提案を出している方たちがいるのですけれども、関西経団連はまさに大阪そのもののと ころの民間の経済団体の方たちだと思いますが、そことはどうなっているのか。

その2点です。

- ○八田座長 擦り合わせしましたらね。
- ○坂村委員 擦り合わせとか、そういうことです。
- ○北野特区推進監 それでは、お答えします。

後半のほうから先に申し上げますけれども、各府県市から提案しておりますものと、今、 先生がおっしゃった関西経団連、関経連と言っておりますが、もう一つ、関西広域連合と いう、自治体からも上げていると思います。実はそれぞれ重なっていると思います。同じ テーマですけれども、経済団体の立場でこれを強調したいというのをおっしゃり、また、 広域連合のほうは具体的な提案をしている府県市と、あるいはそれ以外の、個別では提案 はされていないけれども、11 府県市で。

- ○坂村委員 それでは、色々お話しなさったり、擦り合わせしたりというのは。
- ○北野特区推進監 はい。ずっと協議を重ねて。
- ○坂村委員 仲良しということで、けんかしているわけではないのですね。
- ○北野特区推進監 全部は大変だと思いますけれども、見ていただいたら分かると思いますが、医療イノベーションはほぼ共通しております。それはどうしても、今のイノベーション特区で提案しておりますものの深掘りということもありまして、共通しております。

あと、最初の御質問に絡みますけれども、そういう意味で、アイデア提案のほうは正直、 今すぐできるかという形ではなっておらない部分が多々ございます。ただ、大きな成果の ところはそれこそ省庁の方、内閣官房の方と御一緒に、制度設計はこれからやって考える べきではないか。その提案こそ重要視すべしという知事・市長からの指示も受けてまとめ ているもので、どれがというのはすみません。

- ○坂村委員 色々な具体的なプロジェクトはどうなのですか。
- ○北野特区推進監 こちらのほうは、やはり共通して皆さんの、あるいは関西の府県市の。
- ○坂村委員 そこがまとめて書いてあるわけですね。
- ○北野特区推進監 そういうものではありますが、やはり医療イノベーションが一番まと まっているかと思います。
- ○坂村委員 そういうことなのですね。
- ○工藤委員 この中でお伺いしたいのは、33ページに公設民営の中高一貫校の御提案が出されているようですけれども、これについて、具体的な動きがどの程度あるのかということと、これは市なのか府なのかというのも併せて聞きたいのです。
- ○浅野部長 大阪市です。

まず、後のほうの御質問で、市なのか府なのかということでございますが、この中高一 貫校については大阪府と市と共同の提案でさせていただいております。

具体的にということでございますが、場所とかにつきましては、例えば、廃校になるような学校で、今後再編する学校を利用してやるとか、または新設をするということになるとかと思いますけれども、まだ具体的に場所をどこということで決定とかはしておりません。大阪府とも協議しながら、一応原則は大阪市内でと思っておりますが、府も含めて、また今後、該当となる場所を探していきたいと思っております。提案を認めていただいたら、府とも協議をして、具体化をしていきたいと考えております。

以上です。

- ○工藤委員 これは実際に公設民営なので、民営のほうが手を挙げている方がいらっしゃるかどうかは。
- ○浅野部長 そこはまだ、どこが手を挙げるということは具体的にはございません。例えば、予備校的なところであるとか、私学であるとか、そういうところに今後お声かけをし

ていきたいと思っているところでございます。

○八田座長 今のに関係して言えば、国際バカロレアの認定を受ける公設民営というものがありますね。今まで随分多くの外国人の大学の先生から、子どもをアメリカンスクールにやるのは高過ぎてとてもできないから、できたら公立学校へやりたいけれども、日本語の壁も短期間いるときにすごく大きいということを聞いてきました。したがって、もし、これが英語ならば、それはそれで大変需要があるだろうと思うのです。

しかし、ここでの教職員人件費の財源措置というのは、これも公設民営ですから、普通の先生並みの給料というのは払うことを前提としていると思いますし、それから、教職員数を地方交付税に算定というのは、当然財源措置として人数を普通の先生並みにはちょうだいという要望です。一部を民営にする場合は、そういう考え方ができると思うのですが、この一番上の「設置者管理主義の改正」というのは、一部をバカロレアにした場合でも必要なのですか。要するに、ある学校で、例えば、高校で普通科であると。それでもう一つ、国際バカロレア科というものをつくったと。そこを割と専門的な企業にやってもらうことにしたというときに、その学校の校長が普通の公立の校長である場合に、この設置者管理主義の問題はないのでしょうか。それとも、やはり民営化されているところが採点したりなんかするから、その問題は起きるのでしょうか。

○浅野部長 具体的にどんなすみ分けをするかということはまだ詰めておりませんでしたので、一つの学校の中に、例えば二つ、全くコースは別で、そこを完全に別の学校という扱いになれば、こういう問題は出てくるかなと思っておりましたけれども、本当に校長が同じで、その中に一つのコースが完全にその部分だけを委託するということであれば。

- ○八田座長 問題はないと。
- ○本課長代理 ごめんなさい。代わりに申し上げます。

元々と言いますか、例えば、校長が1本であっても、そこの分野・学科を管理させるの が民間であれば、一応設置者管理主義の改正というのは要ると考えてございます。

○八田座長 分かりました。

大阪インターナショナルが、英語のほうはバカロレアで、もう一つ、今どうなっているかは知りませんが、前は同じキャンパスに日本の普通の中高があって、そして、体育とか音楽とかもみんな共通でやっているという話ですけれども、確かあの場合には、校長は別々でしたね。例えば、あれは私立学校ですけれども、それを公立の学校で校長が一元化する、1人だとしても、この問題があるということですね。

- ○本課長代理 はい。
- ○八田座長 分かりました。

もう一つは、エリアマネジメントについて、19ページに触れてあるのですが、これについては市と府のできることがかなり多いのかなと思っていたのですが、実は国の法律も変えてほしいということでした。

ここら辺は、どういうことは市と府で今までできなかったことができるようになり、国

の法律の障害というのはどこにあるか。その辺を御説明いただければと思います。

○高橋部長 このエリアマネジメントにつきましては、今、BID ということで、東京都市 大学の小林先生にも入っていただきまして、府市で条例の検討をさせていただいておりま す。

○八田座長 BIDとは何ですか。

○高橋部長 Business Improvement District で、ニューヨークなんかで、特定のエリアで通常の固定資産税に付加して税金を取ると、その取った税金をそのエリアにまた還元して、そのエリアで自由にお金が使えるという制度が、今ニューヨークとかドイツ、あるいはイギリスでそういう制度が出来ております。

それで、今、エリアマネジメントをしていく際に、やはり財源が必要となってまいりますので、私ども市と府、都市で新しい財源として、そのエリアをつくりたい方から必要なお金を頂戴して、また還元して、その方が必要な維持管理も含めてまちづくりに貢献していただきたいと。そのような制度設計を狙っております。

ただ、海外に比べまして、日本の法律で言いますと、公共がお金を徴収する方法としましては、今、私どもは地方自治法の分担金を考えておりまして、それでもってお金を徴収させていただいて、お金を還元する際には指定管理者制度というものを使って、どちらも地方自治法に載っております。それはそれぞれ意味付けとしましては、本来公共がやるべき仕事について、普通よりも付加してお金をかけるので、あなたがたからお金を下さいと。その代わりそのお金はまた還元しますと。そういう仕組みで、今、条例の設計をしております。

ただ、公共がお金を集める場合には、公的な部分が非常に高いので、事業分野が限定されます。例えば、ニューヨークでしたら、そういうプロモーションとかリーシングとかを含めまして、エリア全体の色々な活性化策に使えるのですけれども、日本の法律で行きますと、公共が本来やるべきところの一部を、例えば、グレードアップするとか維持管理するところとかが限られてきますので、民間事業者が使える範囲が非常に限定されているというのが1点ございます。

もう一点、ニューヨークなどの事例で言いますと、権限を与えられた場合には、道路とか公園とかを自由に使えるという権限が海外では与えられております。また、その団体が色々な寄附なんかも税控除を受けるという仕組みがございまして、私ども、今の法律で行きますと、そういった公物管理のところに対しては自由に使えないという制約がございますところと、あと、その団体に対する色々な税控除なんかの優遇措置がありますので、その分について新しい制度を作っていただいて、こういった地域主体のまちづくりができるようにお願いしたいという意味でございます。

○八田座長 分かりました。

しかし、ニューヨークのシステムと日本のシステムの間には随分距離がありますね。それから、基本的にアメリカのシステムですと、地方で固定資産税を変更するのは非常に楽

ですし、それから、市の中でも一定の地区でもって付加的な税を付けるというのは非常に楽ですから、その延長線上に設計できたのだと思うのです。

日本の場合、税のことを考えると、かなり大きな、根本的な改革になるのだろうと思うのです。むしろ道路を公設民営にすればいいのではないでしょうか。例えば、府道の場合には、府が元々毎年負担していたお金を渡すことを前提に、そこを運営する権利を入札で獲得した事業者に経営してもらう。未来永劫というわけではなくて、一定の期間でしょうけれども、その期間については、そこが道路を管理する権限を委譲される。まさに高速道路の民営化のような形でできるのではないかと思うのです。高速道路ですと、料金が徴収されるわけですけれども、ここはどっちみち市や府にとってはかかる費用を一種のPPPという形で事業者に支払う。そういう形にすれば、税でやらなくてもできるとは思うのですが、その場合には、国の法律の制約があるのでしょうか。今の御説明のやり方でできるのでしょうか。

○高橋部長 まずは、道路法とか公園法で実際に裁量が、例えば、管理する権限というのは先ほどのように地方自治体に与えられております。そういうことで、今、御指摘いただいた、使っていいよというところにつきましては、まず、公物管理法の改正できちんと使っていいよというところの法的な緩和が必要かなと思っております。

その部分につきましては、都市再生特別措置法という法律がございまして、その中で都市利便増進事業というものが位置付けられておりまして、そこは一定その事業に位置付けられましたら、公園とか道路なんかのグレードアップするところについては認めていきましょうという法律が、今、国のほうで合意されておりますので、つきましては、そこをもう少しできるだけ認める範囲を広げていただくような改正をお願いできたらなと思うのです

- ○八田座長 そのレベルアップするときのレベルアップする部分のお金は、どこから出る のですか。
- ○高橋部長 ですから、そこはエリアの地権者の方からお金を徴収させていただくと。
- ○八田座長 しかし、それはそもそもの公物管理の部分そのものではないわけですね。
- ○高橋部長 はい。ですから、基本的な部分は全て公共でやりますけれども、グレードアップするところの維持管理とかそこの部分のお金は。
- ○八田座長 今までのエリアマネジメントを主張される方たちのほとんどが主張されてき たのは、それに加えて、基本的な部分に関する権限を事業者が持って迅速にやりたいとい うことです。
- ○高橋部長 今、御指摘いただいておりますが、究極はこちらになると思うのですけれど も、今すぐに動かせる法律としましては、都市再生特別措置法があるということでござい ます。
- ○八田座長 分かりました。

そうすると、これをやろうと思うと、エリアマネジメントをやって、御堂筋の周りなん

かをうまく運用しようと思うと、基本的には税とかそういうことも一つの道かもしれませんけれども、もう一つは、この公物管理のところをかなり自由にするということなのですね。

○高橋部長 はい。

あと、税と申し上げてきましたけれども、一番は企業から頂く寄附金のところで、企業 側のほうが寄附金控除できるような形にしてやりましたら、だいぶ寄附する企業なんかも 助かるというところがございます。

- ○八田座長 そこはあると思いますけれども、一番そこのベースのところですよ。そこに 権限が欲しいというのは非常に多いのですよ。ですから、そこは特区に限定して、公物管 理のことを自由にしないとできないということですね。
- ○高橋部長 はい。そこが一番のあれです。
- ○八田座長 ですから、2本立てですね。
- ○高橋部長 それで、公物管理のところと、それから、公共が税として集める仕組みのと ころです。
- ○八田座長 分かりました。どうもありがとうございました。
- ○工藤委員 最後に、都市再生特別措置法もありますね。それで、公園法も改正されてきて、色々裁量権が府のほうにあるはずなのですけれども、それでも難しいということですか。
- ○高橋部長 都市再生特別措置法の中では、そういった道路の公園とかが一部使えるようになっておりまして、それは都市利便増進事業ということで認められたらになっておるのですけれども、そこはまだ財源的にどういうふうにするのかという手当てがないような形になっていますので、基本は民の内部で協定を結んでください。それを公共が認めることによって、そこを使わせてあげましょうという制度設計になっておりますので、そこのところで具体的にお金を出す仕組みのところできちんと公共がお金を取って、また返してやるという仕組みを。
- ○工藤委員 ですから、法制度というよりも、そのところのお金の流れのほうが大きいと いう理解でいいですか。
- ○高橋部長 そうですね。

それで、なおかつ公共がお金を集めますので、当然公共がお金を集める際には何で集めるのだというところの説明が要りますし、また、一遍お金が公共に入りますと、何でそこを開発するのだろうという理屈付けがまた出てきますので、そこのところの。

- ○工藤委員 ですから、このまま国のほうがやれる色々な規制を外してあげてやるという 話なのと。
- ○高橋部長 ですから、これは地方自治法で全て分担金とか指定管理とかそういうふうな、 公共が出す方法としては指定管理しかありませんので、そこのところのツールをもう少し 広げていただけたらということです。

- ○工藤委員 要するに、地方自治法に関わるところを広げてくださいという理解ですか。
- ○高橋部長 地方自治法のところか、あるいは都市再生特別措置法のところでそういった 仕組みを付けていただくか、どちらかかなと思っておるのです。
- 〇川本事務局長 都市再生特別措置法で地方自治法の特例を書くというのは、何かすごい ハードルだなと思っただけですから。
- ○八田座長 他にございませんか。

それでは、お忙しいところ、どうもありがとうございました。よろしくお願いします。 〇北野特区推進監 どれを優先するかについて、医療イノベーションを関西で一緒に提案 しているのは事実ですが、それのみではなく、今申し上げた「うめきた」は府市の重点事業です。